

国際人権活動 ニュース

2010年6月25日（金）第105号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

人権高等弁務官ナビ・ピレイさん来日 NGOとの3日間の対話

国連人権高等弁務官のナビ・ピレイさんが、日本の人権状況を視察のために5月12日～15日来日しました。NGOとのミーティングを希望しているとの意向をヒューマンライツ・ナウの伊藤和子事務局長から連絡を受け、急遽、ヒューマンライツ・ナウ、アムネステイインターナショナル日本、市民外交センター、監獄人権センター、反差別国際運動、日本委員会の6団体で実行委員会を結成しました。過密スケジュールのなかで、ミーティングの時間設定は二転三転し、5月13日（木）午後6時～8時、弁護士会館の17階会議室で「日本の人権課題について—NGOの報告と提言」、

14日（金）午前10時30分～11時30分、東京ウィメンズプラザ会議室で「人権侵害・差別の被害者との面談」が開催されました。

さらに15日には、来日スタッフのキムさんと国民救援会、日本委員会の共催で事件関係者とのミーティングが行われました。



ミーティング終了後記念撮影。前列左から2番目がピレイさん、その右がロリー氏

13日—NGOの報告と提言

国会空転の影響で、高等弁務官と鳩山首相との会見が昼の予定から突如夜の7時に変更になったため、高等弁務官が中座することになり、宇都宮日弁連会長への表敬訪問もこの会場内で行なわれました。高等弁務官の不在中は、来日スタッフのアジア・太平洋地区責任者のロリー氏（Mr. Rory Mungoven）が代行して会議は続行されました。

最初に伊藤和子弁護士が「日本の人権状況の概観」を説明し、その後、死刑・刑事司法、女性の権利、表現の自由、障害者の権利、国内人権機関・個人通報制度などのテーマで、韓国から来日した元「従軍慰安婦」の犠牲者、ビラ配布弾圧事件の荒川

庸生さんなど被害当事者を中心に発言しました。荒川さんは、個人通報制度の批准を政府に強く要請してほしいと訴えました。ピレイ高等弁務官は熱心に発言を聞き、法務大臣との面会の際に、「慰安婦」問題の完全な解決、個人通報制度の批准、死刑執行のモラトリアムと制度の廃止に向け、国民を巻き込んだ運動を展開するよう要請したと述べました。

ピレイさんの退席後、代用監獄の廃止、取調べの全面可視化、誤判原因究明の第三者機関の設立などを足利事件弁護団の泉澤

章弁護士が訴えました。

その後は通訳なしの英語による報告が続けられ、表現の自由を脅かすビラ配布に対する不当な判決やグリーンピース鯨肉事件の問題点などをアムネステイ日本の寺中誠さん、死刑制度や刑務所内の待遇問題に関して田鎖麻衣子弁護士、障害者の権利問題を池原毅和弁護士、女性に対する差別や暴力についてアジア女性資料センターの本山央子さん、国内人権機関の設立に関して日弁連の竹村二三夫弁護士と人権市民会議の山崎公士教授が報告しました。

当面の日程

- 第4回代表者会議
 - ・7月27日（火）18時30分～
 - ・東京労働会館5F会議室

- 第5回幹事会
 - ・9月9日（木）18時30分～
 - ・東京労働会館6階応接室

鳩山首相との会見を終えたピレイさんが再び会場に現われ、国内人権機関の設置や個人通報制度の批准など人権問題の改革に日本政府が前向きの姿勢であることを確認したこと、国内や

国際人権の分野で日本が大きな役割を果たすよう要請したとの報告がありました。日本委員会からは鈴木亜英、山口弘文、吉田好一、松田順一、上野節子の5名が参加しました。

する国民年金の不適用問題が出されました。この問題は2008年に自由権規約委員会から懸念と勧告が出されているが、早期の是正を改めて訴えました。朝鮮学校に対する「高校無償化」からの排除について、朝鮮学校の先生と生徒が不当差別の撤廃を求め、怒りを込めて発言しました。ピレイさんは情報の提供を感謝し、この問題が未解決であることに深い憂慮を示しました。

最後に、今後の2年間に、出された差別問題に優先権をつけて検討すると述べ、ともに差別の撤廃に向けて取り組んでいきたいと結びました。

日本委員会からは松田順一が参加しました。

14日一人権侵害・被害者とのミーティング

1時間だけの短い会合で、主にマイノリティ被害者が発言しました。最初に、ピレイさんから差別問題に関してこの2年間で6つの課題を設け、カースト制度を含めて検討してきたこと、日本政府に対してはUPRからも勧告をしている国内人権機関の設立を強く要望したと述べました。

続いて、移住労働者、特に中国人研修生問題について、不当な職務質問や奴隷的労働の実態を写真で示しながら訴えました。ピレイさんからは、この問題に関しては撤廃を要求し改善の進捗状況を政府に聞いているとの回答がありました。ロリーさんから、各在日大使館はこの問題に関心を持っているかとの質問があり、発言者からは「あまりないようだ」との答えがありました。部落問題では、江戸時代から続く差別の歴史とカースト制度との類似性を述べ、現在も就職や結婚などに大きな問題があることを訴えました。狭山事件の石川一雄さんは「32年間の拘禁生活の後、現在は仮釈放中。まもなく無実で解放されるだろう」と発言しました。ピレイさんは「必ず正義が訪れる」と石川さんを励まし、死刑執行に対するモラトリアムを政府に要求したことを述べ、弁護士としても真摯に取り組むたいと語りました。先住民族のアイヌは、言葉や文化を奪われ、就職や結婚に差別があり、日常的に警察や市民から不当な取り扱いを受けていると訴えました。沖縄から

は米軍基地の75%が存在していることの不当性と沖縄に対する差別について、4月25日に行われた普天間基地撤廃を求める大集会の新聞記事を示しながら訴えました。ピレイさんは、始めて聞く話だが、差別プログラムの中で解決したい、問題を調査、検討する専門部があるとアドバイスしました。

最後に在日朝鮮・韓国人の問題として、高齢者や障害者に対

15日リンさんとの会談

国民救援会と日本委員会の共催で国連人権高等弁務官スタッフのリン キムさん (Ms. Jung-Rin KIM) を囲んで、15日 (土) 午後6時から約2時間、平和と労働センターの会議室でミーティングを行いました。この日、ピレイ人権高等弁務官は帰国しましたが、リンさんはさらに市民団体から情報を収集したいと滞在を延ばし、このミーティングが実現しました。坂屋光裕さん (国民救援会) の司会で、ビラ配布弾圧事件の宇治橋眞一さんと荒川庸生さん、痴漢冤罪国賠訴訟の沖田光男さん、東電OL事件支援者の客野美喜子さんと通訳をしてくれた熊野さん、日本委員会からは吉田好一、松田順一、上野節子が参加しました。

最初に吉田さんから「日本委員会」の最近の活動を紹介。拷問禁止委員会やUPR (普遍的定期審査)、自由権規約委員会への参加傍聴や発言を行ってきたこと、現在、「個人通報制度」の批准を求める団体署名に取り組んでいることなどを報告しました。リンさんから「すでに多く

の国が批准している。日本は先進国、反対する合理的な理由はないのではないかと。市民社会では導入を望んでいることを強く感じた」と感想を述べ、「鳩山首相は、ピレイ人権高等弁務官と会談した際、導入を約束しているので安心してはいるが、早期実現のため今回の来日を運動を進める道具として政府にプレッシャーをかけてほしい」とも述べました。また、「人権問題に関して個人通報制度のほかに特別の手続きが取れるシステムがある。市民社会からの申し立てに基づき、特別報告者が中心となって政府に問題点を質問したり、人権理事会に報告することができる」と、システムの活用を併せて強調しました。

続いて、控訴審でも有罪とされた宇治橋さんが、国家公務員法の規定は表現の自由に関する憲法や人権規約に違反することを訴え、判決が「欧米ではビラまきが自由でも各国の事情がある。党派的偏向の強い行動で公務員の中立性を損なう恐れが大きい」と述べていることを批判しました。最近、東京高裁は同じようなビラまき事件に対し無



15日、救援会の事件関係者とミーティング。左端がリン キムさん。

罪の判決を出していることにもふれました（堀越事件）。リンさんは宇治橋さんの説明を聞き、「人権は基本的には普遍的なもの。いかなる国の文化や状況にも関係なく尊重されるべきだ。日本がそのような言い訳をすることは考えられない。日本の司法の水準は国際水準に合致していない。人権について司法教育をすることが必要」と語りました。

葛飾ビラ配布事件の荒川さんは、「最高裁は国際人権規約を無視している、なぜ、日本ではビラ配布に対する弾圧が多発するのか」について説明しました。警察、検察は権力構造であり間違いはあるだろう。しかし、問題は裁判所がそれを認めてしまうことであると述べました。逮捕や裁判所の対応をみると、ビラ弾圧は表現の自由に対する萎縮効果を生んでいると訴えました。

東電OL事件で無期刑に服しているゴビンダさんの支援活動を行っている客野さんは、事件の概要と問題点の説明をした後、別件逮捕や無罪判決後の再拘留の違法性、証人を含む取調べの全面可視化の問題、状況証拠の全面開示の法制化などを訴えました。逮捕時に30歳であったゴビンダさんは現在43歳、無実が証明され一日も早く釈放されることを願いながら模範囚であることに励み、元気に服役していると報告しました。リンさんは「話を聞いて悲しくなった。話を聞くほど日本の司法制度の脆弱さを感じた。日本は経済的にも人権でも発展していると見られている。このことを日本政府に言うようプレイ高等弁務官に進言する。参考までにカンボジア問題の特別報告官はネパール人だ」と述べました。

痴漢冤罪事件の沖田さんから、東京高裁の差戻し判決が（痴漢

事件は不起訴であったにも関わらず）損害賠償請求を退けたため、再び最高裁に上告してたかっていることを報告しました。

最後に坂屋さんが「日本の状況はリンさんの出身国である韓国やヨーロッパと比較してどうか」と質問しました。リンさんからは次のような示唆に富んだ回答がありました。

「国によって事情が違う。韓国では問題があると『声』を上げる。『声』を上げ続ければ一般の人が考える。この点で韓国の人権委員会は大きな役割を果たしており、人権委員会が個人に代わって公権力に抗議をしてくれている。日本においても早く同じような機関が創設されれば人々の認識を変えることができる。また、そうなれば国際的に日本は重要な役割を果たすことができる。現在、日本は国際的な役割と国内の役割に大きなギャップがある。今回日本の政府首脳と会った際も、国内の問題では盛り上がらなかった。日本のNGOは非難するだけではなく建設的なアプローチをするべきだ。現在政府が代わって有利な状況だ。今の勢いを続けてほしい。そうすれば展開があると思う。人権高等弁務官事務所（OHCHR）は皆さんを支援しているので、いつでも連絡してほしい。お手伝いできると思う。今日は時間を与えてくれ、情報を提供してくれたことに感謝する」と結んだ。

（まとめ/松田 順一）

社会権規約第3回政府報告 カウンターレポートの取り組み

前号で報告しましたが、6月17日（木）に、第4回実行委員会を開催しました。カウンターレポートに取り上げたい項目、担当などが徐々に決まりつつあります。会議の中では、雇用の問題、深刻な貧困問題などさまざまなテーマが出され、「人間らしく生きる権利」が、

前回の審査のときより一段と深刻化していることが明白です。この状況をリアルにレポートにまとめていくためにみなさんのご協力をお願いします。秋には学習会も予定。

カウンターレポートとは別に審査の傍聴に持参する個別レポート「日本からの民の声」も準備する予定です。原稿募集などの詳細はは改めて行います。

※お問い合わせは
国際人権活動日本委員会事務局へ

子どもの権利条約

第3回日本政府報告の審査を傍聴して

代表委員 中村伸郎 (DCI大阪セクション)



絵 中村千恵子

はじめに

子どもの権利条約が発効して20年。日本が子どもの権利条約を批准して15年。この5月26日～28日に第3回日本政府報告の審査がジュネーブで行われました。審査の概要、特徴、日本における子どもの権利の状況について報告します。ただ、今回の審査は、私が当初想像していたことと少し違っていたこともあります。それは、日本からの傍聴団は約10名いたのですが、全員が一度に傍聴できなかつたことです。直前までDCI (Defence for Chil

dren International) 日本支部が事務局に要求しましたが、結局、当日の朝、半分だけ。そして、午前と午後、交代で傍聴するという事になったのです。これは、自由権規約の審査の時にパレ・デ・ナシオンの大きな会議室を準備してくれた事務局と大きな違いがありました。理由ははっきりと分かりません。うわさはありますが・・・。

そのために、私も半分しか傍聴できませんでした。仲間の話やメモも加えての報告です。

1. 日本政府報告について

約4割が従前の報告内容です(民主党中心の政権になる前に出されたもの)。誠実に条約と勧告を実行することを怠っていることを示しています。ですから、委員から「前の勧告はどうなっているのか。それを基準にして政策につなげているのか」などと厳しく批判されたのです。

2. 子どもたちによるプレゼンテーション

子どもたちは、自分の生活を基に、居場所や身近な大人の存在の必要性、受験競争がもたらしたものなど、約1時間、一生懸命に訴えました。

3. 厳しい状況にある日本の子どもの権利

国連子どもの権利委員は、次のような厳しい指摘をしました(多くは、私たちのカウンターレポートを基にしています)。
★子どもに関する予算の減少について。子ども手当、高校教育

無償化が始まるが、子ども支援はヨーロッパの3分の1である。

★ユニセフの調査によれば、日本の子ども(15歳)の30%が「さみしい」、子どもの貧困率は14%と高い。これは「競争の教育」と関係があるのではないかと。競争への負担、人格への影響があるのではないかと。

★保育・教育予算が削減され、「勝者」と「敗者」の格差がひどい。民営化による施設が増加し、財政支援が減っている。保育所など入れ物だけを作ること足りるのではない。

★子どもの現実を土台に「最善の利益」が図られているか、具体的に報告を。

★ひとり親家庭にどんな支援をしているか。虐待・育児放棄・子どものメンタルヘルス・自殺・いじめ・暴力にどのような措置をとっているか。

★条約と法の調和、整合性はあるのか。

★条約の位置づけはどうなっているのか。裁判官は条約を活用しているか。

4. 日本政府の回答と報告

「国内法との整合性は国会で討議した」「裁判官については、最高裁から条約の内容を、説明を付けて送付した」「子ども若者育成支援推進法の立法過程ではNGOの意見を聞かなかったが、国会討議の中では国民の意見も入っている」「自衛隊の募集を18歳からにした」などであった。

子どもの権利委員会からの総括所見は6月14日に出される予定。

追記 6月11日、「総括所見」が出されました。現在、日本委員会で翻訳中です。

おしらせ

中村千恵子さんの絵手紙冊子が本になります。タイトルは「絵手紙に乾杯」。これまでの冊子から8作と10年のまとめを1作。自由権規約審査傍聴記も入っています。7月中旬発売予定。本の泉社より 1600円+税

核兵器のない世界を！ NPT再検討会議ニューヨーク・ネバダ行動に参加して

代表委員 吉田 好一

5月に開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議ニューヨーク行動に「出版OB会 反核・平和の会」から参加しました。日本からの代表は約1500人（被爆者100人）。今回の会議は昨年のオバマ大統領の発言などが話題になり、どれだけ具体的な決議ができるか注目されていました。

ニューヨークでの行動

5月2日の午後、ニューヨーク タイムズ・スクエアの広場で宣伝行動と集会が行われました。日本からの参加者にアメリカ人、フランス人、スペイン人などが加わり、全体で1万～1万5千人の多彩な集会でした。約1時間ほどマンハッタンのビルの間を歩き、国連本部近くのハマーショルド広場で約700万筆の署名をNPT議長に提出しました。

3日午後は、リバーサイドチャーチでの「反核・平和コンサート」の後、公開シンポジウムに参加しました。高草木日本原水協事務局長のコーディネイトで、ヒシャム・バビル エジプト軍縮大使、ジョセフ・ガーソンNPTニューヨーク行動企画委員会代表、ポール・マーチン ピースアクションニューヨーク代表、セーラ・カチン イギリスCND副議長が、「日本からこんなにたくさん来てくれてありがとう」と感謝、称賛していました。

4日午後、国連本部へ。ロビーで原爆展が開催中で、日本から来た被爆者たちが折鶴を飾り、説明をしていました。総会議場ではNPT会議が行われていました。

ラスベガス・ネバダへ

ニューヨークからラスベガスへの飛行時間は5時間44分。日本の25倍あるというアメリカ大陸を横断します。時差が3時間。ラスベガスは砂漠の中にある街。到着してすぐ「核実験博物館」

へ。創立者の一人であるトレーさんが歓迎の挨拶をしてくれました。「この記念館は核兵器、核実験を世界からなくするためにある」と話す一方で「原爆投下は、米軍の犠牲を少なく、戦争を早く終わらせるためだった」「アメリカは汚く危険な核兵器・核実験を美しい安全なものにするために工夫してきた」という説明・宣伝も行われていました。この博物館内で交流会が行われ、キリスト教牧師、反核実験運動の少数民族出身の副委員長、良心的兵役拒否の会の人などが訪問を歓迎してくれました。

6日朝、前日の集会のアメリカ側メンバーが毎週行っているという反核・平和宣伝行動を一緒に行った後、ネバダ核実験場へ。ラスベガスからバスで1時間以上かかります。途中、砂漠の中に米軍基地が二つありました。毎年この砂漠を10～25人でテントに泊まりながら1週間かけて平和行進を行うそうです。

「ここから先立入禁止」の白線が引かれているゲートで、少数民族シヨシヨニ族が太鼓をたたいて抗議行動を行っていました。



「立入禁止」のゲート前で抗議行動



マンハッタンを行進

た。ネバダ核実験場を含めてカリフォルニア州やアリゾナ州にまたがる広大な地域はシヨシヨニ族の所有する土地だったそうです。その土地を奪われ、核実験場にされた少数民族の怒りはいかばかりか。

ネバダの核実験は、1951年から1992年まで、大気圏から地下へと925回行われ、放射能による被爆、汚染などにより多大な人命が失われ健康が破壊されたそうです。手作りの昼食をご馳走になった「寺院」には、広島原爆ドームを模した建物があり、ネバダ砂漠の反核・平和運動の拠点になっているそうです。

一步前進の最終文書

5月28日にNPT会議の「最終文書」が発表されました。核保有国の反対などがあったようですが、「核兵器全廃を達成するとの核保有国による明確な約束を再確認する」「2015年のNPT会議は条約第6条（軍縮交渉義務）の完全履行に向けた手順を検討する」と述べています。2005年のNPTでは何の決議も行われなかったのに比べれば重要な一步前進です。こうした前進は、700万筆の署名をはじめとした日本と世界の原水禁運動、市民運動の力によるものであることを実感しました。

前号（103号）からの活動日誌

- | | |
|--|------------------------------------|
| 5月13日（木）～15日（土）
人権高等弁務官とNGOミーティング | 6月1日（火）民法改正を求める緊急院内集会 |
| 5月17日（月）社会権カウンターレポート
実行委員会（3） | 6月5日（土）黒田夫妻を囲んで「歴史の記憶」懇談会 |
| 5月21日（金）東京美装セクハラ裁判 | 6月11日（金）子どもの権利条約「総括所見」
出される |
| 5月23日（日）群馬県大泉町での
「個人通報制度」学習会 | 6月14日（月）鈴木信幸さん支援する会幹事会 |
| 5月24日（月）鈴木信幸さん支援する会幹事会 | 6月17日（木）社会権規約カウンターレポート
実行委員会（4） |
| 5月26日（水）～28日（金）子どもの権利条約
日本審査（ジュネーブ） | 6月21日（月）東京美装セクハラ裁判証人尋問 |
| 5月26日（水）鈴木信幸さん解雇裁判 | 6月22日（火）第4回幹事会
鈴木信幸さん解雇裁判 |
| 5月28日（金）第3回代表者会議 | |

掲 示 板

<裁判傍聴>

■明治乳業全国事件個別立証への反対尋問

- ・6月30日（水）14時～
- ・東京都労働委員会

■キャノン争議裁判

- ・7月1日（木）10時30分～
- ・東京地裁 527法廷

■キャノン都労委調査

- ・7月8日（木）18時30分
- ・東京都労働委員会

■田畑和子再雇用事件裁判

- ・7月12日（月）13時30分～
- ・東京地裁 615法廷

■兵庫レッド・パージ裁判第7回公判

- ・7月15日（金）11時30分～
- ・神戸地裁204法廷

■鈴木信幸解雇裁判（和解協議）

- ・7月27日（火）10時30分～
- ・東京地裁13階民事36部

■明治乳業全国事件都労委

- ・7月27日（火）14時～
- ・東京都労働委員会

■SHOP99未払い残業裁判

- ・8月4日（水）13時30分～
- ・東京地裁立川支部101法廷

■ベイビー岩上解雇争議判決

- ・8月24日（火）13時～
- ・大阪高裁802法廷

<集会・シンポ・イベント>

■ドキュメンタリー映画

「弁護士 布施辰治」上映会

「生くべくんば民衆と共に、死すべくんば民衆のために」一生涯を闘い続けた弁護士、布施辰治の足跡をたどりながら、日韓の過去、現在、未来を考える、生誕130年、韓国併合1

00周年の企画映画

上映日と会場 入場料は1000円

- ★7月2日（金）、3日（土）10時30分～、15時～、18時30分～

・YMCAアジア青少年センタースペースホール（千代田区猿楽町）TEL03-5840-9361

・主催 「弁護士 布施辰治」製作委員会

- ★7月10日（土）14時会場 14時半開始

・豊島区東池袋 あうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）

・主催 在日朝鮮人・人権セミナー、在日朝鮮人人権協会 TEL03-3837-2820

- ★7月16日（金）10時30分～、15時～、18時30分～

・座・高円寺2

・主催「韓国併合」100周年と教科書問題を考える実行委員会 TEL090-9975-9356 小島

■映画 「ヒロシマ・ピョンヤン—棄てられた被爆者」

- ・7月3日（土）～30日（金）

モーニング上映（連日10時20分より）

・ポレポレ東中野 TEL03-3371-0088

・特別鑑賞券 1200円

お知らせ

レッド・パージ反対全国連絡センター 事務所開設

住所 〒114-0023

東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ402

産別会議記念・労働図書資料室気付

電話&ファックス 03-3576-3755

※東京センターも共同です。